

昭和二十五年三月二十五日(土曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君

理事小金 義昭君 理事今澄 勇君

理事有田 喜一君

阿左美廣治君 首藤 新八君

岩川 興助君 江田斗米吉君

門脇勝太郎君 小西 英雄君

高木吉之助君 田中伊三次君

中村 幸八君 福田 一君

加藤 鏡造君 高橋清治郎君

伊藤 憲一君 田代 文久君

出席政府委員

通商産業政務次官 宮崎 靖君

通商産業事務官 岡部 邦生君

(通商振興局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

三月二十五日

委員橋本龍伍君辞任につき、その補欠として高木吉之助君が議長の名指で委員に選任された。

三月二十五日

火薬類取締法案(内閣提出第二二九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

輸出信用保険法案(内閣提出第九号)

火薬類取締法案(内閣提出第二二九号)

○神田委員長代理 これより通商産業委員会を開会いたします。前会に引続きまして私が委員長職務を行います。

まず本日の日程を追加いたしました。本日付託になりました内閣提出の火薬類取締法案を議題として審査に入ります。政府の説明を求めます。宮崎政務次官。

火薬取締法案

火薬類取締法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業(第三条・第二十七條)

第三章 保安(第二十八條・第四十五條)

第四章 雑則(第四十六條・第五十七條)

第五章 罰則(第五十八條・第六十二條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

一 火薬
イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬
ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬
ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて通商産業省令で定めるもの

二 爆薬
イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カリリットその他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬
ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル
ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬
ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロロベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬
ヘ 液体酸素爆薬その他の液体

爆薬
ト その他イからヘまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて通商産業省令で定めるもの

三 火工品
イ 工業雷管、電気雷管、銃銃雷管及び信号雷管
ロ 突包及び空包
ハ 信管及び火管
ニ 導爆線、導火線及び電気導火線
ホ 信号雷管及び信号火せん
ヘ 煙火その他前二号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品(がん具用煙火を除く)

第二章 事業

(製造の許可)

第三条 火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ)の業を営もうとする者は、製造所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 火薬類の製造は、前条の許可を受けた者(以下「製造業者」という。)でなければ、することができない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、通商産業省令で定める数量以下のものを製造する場合、この限りでない。

(販売業の許可)

第五条 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。

(欠格事由)

第六条 左の各号の一に該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。

一 第四十四条の規定により許可を取消され、取消の日から三年を経過していない者

二 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

一 製造施設の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 製造の方法が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

るものであること。

三 その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

(許可の取消)

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、製造業者又は第五号の許可を受けた者(以下販売業者という)が、正当な理由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(製造施設及び製造方法)

第九条 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、第七号第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 製造業者は、第七号第二号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。

3 通商産業大臣は、製造業者の製造施設又は製造方法が、第七号第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。

(製造施設等の変更)

第十条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をして、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第七号の規定は、前項の許可に準用する。

(貯蔵)

第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、通商産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

2 火薬庫においてする火薬類の貯蔵は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

(火薬庫)

第十二条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、許可を与えなければならない。

第十三条 製造業者又は販売業者は、もつぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十四条 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設備が第十二号第二項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第十二号第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(完成検査)

第十五条 第三号、第十号又は第十二号第一項の許可を受けた者は、火薬類の製造施設若しくは火薬庫の設置若しくは移転又はその構造若しくは設備の変更の工事をした場合は、製造施設又は火薬庫につき通商産業大臣が行う完成検査を受け、これらが、第七号第一号又は第十二号第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(営業の廃止等)

第十六条 製造業者又は販売業者が、その営業を廃止したときは、遅滞なくその旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、その火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(譲渡又は譲受の許可)

第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

ない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。

二 販売業者が、火薬類を譲り渡し、又は譲り受けるとき。

三 狩猟法(大正七十七年法律第三十二号)第三号の規定による狩猟免許を受けた者又は同法第十二条第一項の規定による鳥獣を捕獲することの許可を受けた者であつて銃銃銃を使用するものが、鳥獣を捕獲する目的で通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。

四 銃銃法(明治三十八年法律第四十五号)により銃物の試験又は採掘をする者が、通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。

五 第二十四号第二項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。

六 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事が、第一項の許可をしたときは、譲渡許可証又は譲受許可証を交付しなければならない。

4 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当するこ

とを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を提示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

(行商及び屋外販売の禁止)

第十八条 何人も、火薬類の行商をし、又は露店その他屋外で火薬類を販売してはならない。

(運搬の制限)

第十九条 火薬類を運搬する場合、次条の運搬証明書を携帯してこれをしなければならない。但し、同条但書の場合には、この限りでない。

2 火薬類の運搬は、その道路、積載方法、運搬具及び運搬方法について政令(軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の運搬具並びに鉄道、索道及び船舶については運輸省令)で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

(運搬届)

第二十条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人(他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者)は、その旨を都道府県知事に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という)の交付を受けなければならない。但し、通商産業省令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。

(所持者の範囲)

第二十一条 火薬類は、法令に基く場合又は左の各号の一に該当する場合の外、所持してはならない。

一 製造業者又は第四号但書の規定により火薬類を製造する者が、その製造した火薬類を所持

するとき。

二 販売業者が、所持するとき。
三 第十七条第二項の規定により火薬類を譲り受けることができる者が、その火薬類を所持するとき。

四 第二十四条第二項の許可を受けて輸入した者が、その火薬類を所持するとき。

五 運送、貯蔵その他の取扱を委託された者が、その委託を受けた火薬類を所持するとき。

六 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。

七 法人の合併により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。

八 火薬類を所持することができ、る者が、次条の規定に該当し、譲渡又は廃棄をしなければならない場合、その措置をするまでの間所持するとき。

九 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

(残火薬類の措置)

第二十二條 製造業者若しくは販売業者が、第八條若しくは第四十四條の許可の取消その他の事由により営業を廃止した場合又は火薬類を消費する目的で第十七条第一項の規定により火薬類の譲受の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなつた場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

(取扱者の制限)

第二十三條 十八才未満の者は、火薬類の取扱をしてはならない。

2 何人も、十八才未満の者、白痴者又は精神病者に、火薬類の取扱をさせてはならない。

3 前二項の規定は、火薬類を包装する作業等の危険の少ない取扱であつて、通商産業省令で定めるものについては、適用しない。

(輸出及び輸入)
第二十四條 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

2 火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

4 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(消費)
第二十五條 火薬類を爆発させ、又は燃焼せよとすることを「以下」消費者」という。は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射撃練習の用に供するため通商産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合、第二十七條の規定に基き火薬類を廃棄する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

類を消費する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

第二十六條 火薬類の爆発又は燃焼は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

(廃棄)
第二十七條 火薬類の廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

2 火薬類を廃棄しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。但し、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄を廃棄する場合は、この限りでない。

第三十條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類作業主任者免状を有する者のうちから、火薬類作業主任者(以下「作業主任者」という)を選任し、火薬類の製造作業に係る保安について監督を行わせなければならない。

2 火薬類の所有者若しくは占有者又は通商産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類取扱主任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱主任者(以下「取扱主任者」という)を選任し、火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督を行わせなければならない。

第三十一條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

(保安教育)
第二十九條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

(作業主任者及び取扱主任者)
第三十條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類作業主任者免状を有する者のうちから、火薬類作業主任者(以下「作業主任者」という)を選任し、火薬類の製造作業に係る保安について監督を行わせなければならない。

2 火薬類の所有者若しくは占有者又は通商産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類取扱主任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱主任者(以下「取扱主任者」という)を選任し、火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督を行わせなければならない。

第三十二條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

8 通商産業大臣は、災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

4 製造業者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。

(保安教育)
第二十九條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

(作業主任者及び取扱主任者)
第三十條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類作業主任者免状を有する者のうちから、火薬類作業主任者(以下「作業主任者」という)を選任し、火薬類の製造作業に係る保安について監督を行わせなければならない。

2 火薬類の所有者若しくは占有者又は通商産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類取扱主任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱主任者(以下「取扱主任者」という)を選任し、火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督を行わせなければならない。

第三十一條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

(作業主任者等の義務)
第三十二條 作業主任者及び取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 火薬類を取り扱う者は、作業主任者及び取扱主任者が、この法律又はこの法律に基き省令及び危害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第三十三條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

8 通商産業大臣は、災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

(作業主任者及び取扱主任者)
第三十條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類作業主任者免状を有する者のうちから、火薬類作業主任者(以下「作業主任者」という)を選任し、火薬類の製造作業に係る保安について監督を行わせなければならない。

2 火薬類の所有者若しくは占有者又は通商産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類取扱主任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱主任者(以下「取扱主任者」という)を選任し、火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督を行わせなければならない。

第三十一條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

免状

第三十一條 火薬類作業主任者免状は、甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状及び丙種火薬類作業主任者免状とする。

2 火薬類取扱主任者免状は、甲種火薬類取扱主任者免状及び乙種火薬類取扱主任者免状とする。

8 甲種火薬類作業主任者免状及び乙種火薬類作業主任者免状は、通商産業大臣の行う試験に合格した者に対し、丙種火薬類作業主任者免状、甲種火薬類取扱主任者免状及び乙種火薬類取扱主任者免状は、都道府県知事の行う試験に合格した者に対し交付する。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基き省令の規定に違反したときは、その火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

第三十二條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

8 通商産業大臣は、災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

(作業主任者及び取扱主任者)
第三十條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類作業主任者免状を有する者のうちから、火薬類作業主任者(以下「作業主任者」という)を選任し、火薬類の製造作業に係る保安について監督を行わせなければならない。

2 火薬類の所有者若しくは占有者又は通商産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、通商産業省令で定める区分により、次条の火薬類取扱主任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱主任者(以下「取扱主任者」という)を選任し、火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督を行わせなければならない。

第三十一條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

(作業主任者等の義務)
第三十二條 作業主任者及び取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 火薬類を取り扱う者は、作業主任者及び取扱主任者が、この法律又はこの法律に基き省令及び危害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第三十三條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならない。

8 通商産業大臣は、災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

い。

(作業主任者の代理者)

第三十三条 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、火薬類作業主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ作業主任者の代理者を選任し、作業主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行ふことができない場合に、その職務を代行させなければならない。

2 製造業者が、前項の代理者を選任したときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様である。

3 第一項の代理者は、作業主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

(作業主任者等の解任命令)

第三十四条 通商産業大臣は作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めるときは、これらの者を選任した者又はその承継人に対し、作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。

(保安検査)

第三十五条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設であつて通商産業省令で定めるもの又は火薬庫について、通商産業大臣が、毎年定期に行ふ保安

検査を受けなければならない。

2 前項の保安検査は、その施設又は火薬庫が、第七号第一号又は第十二条第二項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行ふ。

(安定度試験)

第三十六条 火薬類を輸入した者又はその製造後通商産業省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、通商産業省令で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。

(不良火薬類の措置)

第三十七条 火薬類の所有者は、前条の安定度試験の結果通商産業省令で定める技術上の基準に適合しない火薬類があつたときは、その火薬類を廃棄しなければならない。

(火薬類の混包等の禁止)

第三十八条 火薬類は、他の物と混包し、又は火薬類でないようにみせかけて、これを所持し、運搬し、若しくは託送してはならない。

(危険時の措置及び届出)

第三十九条 火薬庫が近隣の火災その他の事情により、危険な状態となり、又は火薬類が燃着しつゝ異常を呈し、その他安定度に異常を呈したときは、その火薬庫又は火

薬類の所有者又は占有者は、直ちに通商産業省令で定める応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発生した者は、直ちにその旨を都道府県知事、警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(喫煙等の制限)

第四十条 何人も、火薬類の製造所又は火薬庫においては、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の指定する場所以外の場所で、喫煙し、又は火気を取り扱つてはならない。

2 何人も、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の承諾を得ないで、発火し易い物を携帯して火薬類の製造所又は火薬庫に立ち入つてはならない。

(搬運)

第四十一条 製造業者、販売業者及び火薬庫の所有者若しくは占有者は、帳簿を備え、火薬類の製造、販売及び出納について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第四十二条 通商産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者に対し、事業に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、その職員に、製造

業者、販売業者、消費者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、火薬類を収去させることができる。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要がある場合には、火薬庫その他火薬類の保管場所又は火薬類の製造場所若しくは消費場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3 前二項の職員は、その身分を示す証書を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(許可の取消等)

第四十四条 通商産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の一に該当するときは、第三号若しくは第五号の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十一号第一項、第十三条、第十八条、第二十三号第二項、第三十号第一項若しくは第二項又は第三十八号の規定に違反したとき。

二 第十号第一項、第十二号第一

項又は第二十四号第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第十五条の規定による完成検査を受けず、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。

四 第二十四号第一項の規定による届出をしないで火薬類を輸出したとき。

五 第三十六号第一項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。

六 第九号第三項、第十一号第三項、第十四号第二項、第二十八号第三項、第三十四号、第三十六号第二項若しくは次条第一号の命令又は同条第二号の禁止若しくは制限に違反したとき。

七 第六号第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

八 第四十八号第一項の条件に違反したとき。

(緊急措置)

第四十五条 通商産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車、軽車両及び船舶による運搬については、運輸大臣)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。

一 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。

二 製造業者、販売業者、消費者
その他火薬類を取り扱う者に対
して、製造、販売、貯蔵、運搬
又は消費を一時禁止し、又は制
限すること。

三 火薬類の所有者又は占有者
に対して、火薬類の所在場所の
更又はその廃棄を命ずること。

第四章 雑則

(事故届等)

第四十六条 製造業者、販売業者、
消費者その他火薬類を取り扱う者
は、左の各号の場合には、遅滞な
くその旨を警察官、警察吏員又は
海上保安官に届け出なければなら
ない。

一 その所有し、又は占有する火
薬類について災害が発生したと
き。

二 その所有し、又は占有する火
薬類、譲渡許可証、譲受許可証
又は運搬証明書を喪失し、又は
盗取されたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事
は、前項第一号の場合において
は、所有者又は占有者に対し、災
害発生の日時、場所及び原因、火
薬類の種類及び数量、被害の程度
等につき報告をさせることができ
る。

(現状変更の禁止)

第四十七条 何人も、火薬類による
爆発その他災害が発生したとき
は、交通の確保その他公共の利益
のためやむを得ない場合を除き、
通商産業大臣、都道府県知事、警
察官又は警察吏員の指示なく、そ
の現状を変更してはならない。但
し、第三十九条第一項の規定によ

る措置を講ずる場合は、この限り
でない。

(許可の条件)

第四十八条 第三条、第五条、第十
七条第一項、第二十四条第二項又
は第二十五条第一項の許可には、
条件を附することができ、

2 前項の条件は、災害の防止又は
公共の安全の維持をはかるため必
要な最小限度のものに限り、且つ、

手数料を納付すべき者

金額

- | | |
|--------------------------|-----|
| 一、第三条の許可の申請をする者 | 七千円 |
| 二、第五条の許可の申請をする者 | 五千円 |
| 三、第十二条第一項の許可の申請をする者 | 二千円 |
| 四、第十五条の完成検査を受けようとする者 | 一千円 |
| 五、第十七条第一項の許可の申請をする者 | 二百円 |
| 六、第二十条の運搬証明書の交付を受けようとする者 | 二百円 |
| 七、第二十四条第二項の許可の申請をする者 | 二千円 |
| 八、甲種運搬主任者免状の交付を受けようとする者 | 一千円 |
| 九、乙種運搬主任者免状の交付を受けようとする者 | 八百円 |
| 十、丙種運搬主任者免状の交付を受けようとする者 | 七百円 |
| 十一、甲種運搬主任者免状の交付を受けようとする者 | 六百円 |
| 十二、乙種運搬主任者免状の交付を受けようとする者 | 五百円 |

許可を受ける者に不当な義務を課
することとならないものでなけれ
ばならない。

(手数料の納付)

第四十九条 左の表の上欄に掲げる
者(国を除く)は、それぞれ同表
の下欄に掲げる金額の範囲内で政
令で定める額の手数料を納めなけ
ればならない。

2 前項の手数料は、第三条の許可
の申請を通商産業大臣に対してす
る者、通商産業大臣の行う第十五
条の完成検査を受けようとする者

並びに甲種運搬主任者免状及び乙
種運搬主任者免状の交付を受けよ
うとする者の納付するものについ
ては、国庫の、その他の者の納付
するものについては、当該都道府
県の収入とする。

(けい、留船等の特則)

第五十条 けい、留船を火薬庫に使用
する場合及び船舶に常用火薬類を

第二十五条、第二十六条、第二十
条第二項及び第三十六条の規定
は、適用しない。

2 信号煙管、信号火せん及び煙火
については、第十七条、第十九条
から第二十七条まで、第二十五条
から第二十七条まで、第三十条第
二項、第三十三条及び第三十六条
の規定は、適用しない。

3 鉱山保安法(昭和二十四年法律
第七十号)第二条の鉱山において
は、第十九条、第二十条、第二十
五条第一項、第二十六条、第二十
九条、第三十条第二項(火薬類の
消費に係るものに限る)、第四十
三条第一項(火薬類の消費場所に
係るものに限る)、第四十五条第
二号及び第三号(火薬類の運搬又
は消費に関する災害の防止に係る
ものに限る)並びに第四十七条
(火薬類の運搬又は消費に関する
災害の発生に係るものに限る)の
規定は、適用しない。

(通商産業大臣と国家公安委員会
との関係等)

第五十二条 通商産業大臣又は都道
府県知事は、第三条、第五条、第
十條第一項、第十二条第一項、第
十七條第一項、第二十四条第二項
若しくは第二十五条第一項の許可
をし、又は第十六条若しくは第二
十条の届出を受理したときは、政
令で定める区分によりその旨を国
家公安委員会、都道府県公安委員
会、市町村公安委員会若しくは特
別区公安委員会又は海上保安庁長
官に通報しなければならない。

2 警察官又は警察吏員は、第三十
九条第二項又は第四十六条第一項

の規定による届出を受理したとき
は、すみやかにその旨を当該都道
府県知事に通報しなければならない。

(公聴会)

第五十三条 主務大臣は、第七条第
一号若しくは第二号、第十一条第
二項、第十二条第二項、第十九条
第二項、第二十六条又は第二十七
条第一項の命令を制定しようとし
るときは、公聴会を開き、広く一
般の意見を聞かなければならな
い。

(職聞)

第五十四条 行政庁は、第八条、第
三十一条第四項、第三十四条又は
第四十四条の規定による処分をし
ようとするときは、当該処分に係
る者に対して、相当な期間を置い
て予告をした上、公開による職聞
を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、
場所及び事案の内容を示さなけれ
ばならない。

3 職聞に際しては、当該処分に係
る者及び利害関係人に対して、当
該事案について、証拠を呈示し、
意見を述べる機会を与えなければ
ならない。

(不服の申立)

第五十五条 この法律又はこの法律
に基く命令の規定による行政庁の
処分に対して不服のある者は、そ
の旨を記載した書面をもつて、当
該行政庁に不服の申立をすること
ができる。

(決定)

第五十六条 行政庁は、前条の不服
の申立があつたときは、第五十四

条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならぬ。

(権限の委任)

第五十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第五章 罰則

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定による許可を受けず、火薬類の製造の業を営んだ者

二 第四条の規定に違反した者

三 第五条の規定による許可を受けず、火薬類の販売の業を営んだ者

四 第二十四条第二項の規定による許可を受けず、火薬類を輸入した者

五 第四十四条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第五十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第一項の規定による許可を受けず、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造の方法を変更した者

二 第十一条第一項、第十三条、第十五条、第十八条、第二十一

条、第二十三条第二項、第三十条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項第三十七條又は第三十八條の規定に違反した者

三 第十二条第一項の規定による許可を受けず、火薬庫を設置し、移転し、又はその構造若しくは設備を変更した者

四 第十七条第一項の規定に違反し、許可を受けず、火薬類を譲り渡し、又は譲り受けた者

五 第二十五条第一項の規定に違反し、許可を受けず、火薬類を爆発又は燃焼させた者

六 第二十八条第一項の規定による認可を受けず、火薬類の製造をした者

七 第三十六条第一項の規定に違反し、安定度試験を実施しない者

八 第四十五条の規定による命令又は禁止若しくは制限に違反した者

第六十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第二項、第十一條第二項、第十四條第一項、第十七條第四項、第十九條第二項、第二十二條、第二十三条第一項、第二十六條、第二十七條第一項、第四十條第一項若しくは第二項又は第四十七條の規定に違反した者

二 第十九條第一項の規定に違反し、運搬証明書を携帯しないで火薬類を運搬した者

三 虚偽の届出をして、第二十条の運搬証明書の交付を受けた者

四 第二十四条第一項の届出をし

ないで火薬類を輸出し、又は虚偽の届出をした者

五 第二十四条第二項の許可に係る条件に違反した者

六 第二十七條第二項の規定に違反し、届出をしないで火薬類を廃棄し、又は虚偽の届出をした者

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由なく第三十一条第四項の命令に違反し、火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状を返納しない者

二 第四十一条の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第三十六条第一項、第四十二条又は第四十六条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十六條第一項若しくは第二項、第二十四條第四項、第三十条第三項、第三十三條第二項又は第四十六條第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十五条第一項、第四十三条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(罰則規定)

第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、

その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(他の法令の改廃)

2 銃砲火薬類取締法(明治四十三年法律第五十三号、以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の十部を次のように改正する。

第四條第一項第二十九号中「銃砲火薬類」を「火薬類」に改める。

(経過規定)

4 旧法に基いてした命令、処分、許可、認可、検査その他の措置で、この法律に各相当する規定のあるものは、この法律に基いてしたものとみなす。

5 旧法に基いて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状は、それぞれこの法律の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなす。

6 旧法に基いて交付された譲渡許可証、譲受許可証又は運搬許可証は、それぞれこの法律の規定による譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書とみなす。

7 この法律施行の際、旧法第三条の許可を受けて火薬類の製造の業を営む者は、この法律施行の日から三箇月以内に第二十八条第一項の規定により危害予防規定を定め、通商産業大臣に認可を申請し

なければならぬ。

8 第五十九條第七号の規定は、前項の者が、第二十八条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けるまでの間は、適用しない。

9 旧法第十四條第四号及びこれに基く命令の規定で火薬類製造所に關するものは、附則第七項の者が、第二十八条第一項の規定による通商産業大臣の認可を受けるまでの間は、附則第二項の規定にかかわらず、その者についてなおその効力を有する。

10 附則第七項の規定に違反し、認可を申請しない者は、五万円以下の罰金に処する。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○官報政府委員 ただいま議題となりました火薬類取締法案について、その提出理由を御説明いたします。

危険物としての火薬類の取締りは、従来とも銃砲火薬取締法によつて行われて来たものでありまして、長く内務省の所管に属していたのであります

が、終戦後、昭和二十二年に内務省が解体せられるに及び、警察法の施行と同時に、右の法令に基く事務は商工省に移管せられ、通商産業省の発足とともに、これに引継がれることになったのであります。

この法令の周到綿密な法律構成は、火薬類使用量の飛躍的増加にもかかわらず、よくその災害の発生を防止して来たのであります。時運の進展とともに、ようやくその改正の必要性が痛感せられるに至つたのであります。本

法令につきましては、すでに大正六年法律第二号、同十一年法律第二号、及び昭和十九年勅令第十号により、それら部分の改正が加えられて来たのでありますが、全面的改正についで、要望は、最近の二、三年にとどまるものでなく、実に昭和八年以来の懸案でありまして、たとえ昭和八年十一月の火薬類法規研究会の設立は、同十四年において改正に対する希望意見を内務大臣に提出しており、最近では、昭和二十三年に火薬類法規改正協議会は、その研究の結果を商工省に提出して、その希望のほどを明らかにしたものであります。通商産業省としましては、これらの情勢にかんがみ、ここに統砲火薬類取締法の全面的改正を企図し、爾来関係行政庁、学界、業界その他と意見を交換、聴取し、ようやく火薬類取締法案の成文を見るに至つたのであります。

従つてこのたび提出いたします火薬類取締法案は、統砲火薬類取締法の全面改正の性格を持つものであります。今現行法と比較して、その改正の主要点をあげますと、第一に統砲の取締りを除いて、火薬類のみの取締りを独立させたこと、第二に新憲法下において新たな法体系の整備をしたこと、第三に行政組織の改訂に基づく取締り担当機関を明確化したこと、第四に最近の技術的進歩に應ずるよう、法内容の刷新をはかつたことの四点に集約することができるとであります。

以下これらの諸点について簡単に御説明申し上げます。第一は統砲取締りととの関係であります。統砲の取締りと火薬類の取締りととは、本来その性質を異にするべきものであります。現行法令では警察取締りの共通性のもとに、同一法によつて規制して来たのであります。しかし戦後のわが国においては、統砲の取締りについては、「ボツダム宣言受諾に伴ひ発令命令ニ關スル件」に基く「兵器、航空機等生産制限ニ關スル件」及び「統砲等所持禁止令」によつて、それら統砲の製造及び所持が禁止されております。このため、現行法の統砲の取締りに關する部分を除外しても、支障を認められないのであります。もし將來右の管理令との関連において、その必要性を認めるに至りますれば、また別個の観点から規制する方針であります。

第二は新たな法体系の整備といふこととであります。現行法は旧憲法下の立法でありまして、特に勅令及び省令への委任が著しく多く、また行政裁量の余地を広く留保しており、かつ不当な行政処分に対する救済も認めないものであります。かかる諸点については、新憲法下において新たな法体系を整備する必要があります。

第三に取締り担当機関の明確化の問題であります。内務省による警察取締りとしての基礎に立脚している現行法は、内務省の解体、地方自治態勢への移行及び警察制度の変更等のために、その取締り機関は、現在通商産業省、都道府県であり、部分的に運輸省、警察が担当しているものであります。これについても細部に關する實際上の取締りの面から、ややもすれば解釈上の疑義を招きやすいのであります。この問題を解決するために、現下の事態に最も適応すること、取締り担当機関の権限、所掌事務の範圍を明らかにいたしました次第であります。

第四の技術的事項に關しましては、明治以後の火薬業界の進歩は、現行法が当初に予定しなかつた新たな火薬類の製造を見ており、また現行法は火薬類製造所における製造作業上の細部に至るまで、ことごとくこれを省令によつて規制してゐるのであります。現在ではむしろ適切を欠き、不当な拘束と化している面も少なくないと思われ、一般の技術上の基準に關しては、わが国の建築物の構造、地形等の特殊性から再検討の余地が多いほか、製造作業の責任者たる作業主任者、貯蔵、消費上の取扱上の責任者たる取扱主任者の資格、消費に關する技術的基準等について、それら改正または新たに規制する必要があると思われ、以上のような諸点を考慮しつつ、火薬類について、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することによつて、火薬類の災害を防止し公共の安全を確保するために、現行統砲火薬類取締法を全面的に改正する必要があります。右の理由によりまして、ここに火薬類取締法案として提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたします次第であります。

○神田委員長代理 これにて政府の説明は終了しました。質疑は次会より行うことといたします。

○神田委員長代理 次に輸出信用保険法令を議題として、審査を進めます。本案に対する質疑は、有田喜一郎君一人を留保して打切りになつておりますから、ただいまより有田君の質疑をお許しいたします。有田喜一郎君。

○有田(喜)委員 今回提案されております輸出信用保険法案は、第六国会に提案されたものに比すれば、相当われ／＼には進歩したように考えられます。その間の政府の御苦心は多いと思ひますが、ここに若干質問いたしたいと思います。

第一に伺ひたいことは、保険料率の問題であります。この保険料率は政府の案を見ると、再保険料率は千分の五といふことになつておりますが、一般の保険会社がとつては、再保険料率は、大体どのくらいに想定されておるか、まずそれをお伺ひしたいと思ひます。

○岡部(邦)政府委員 保険会社の徴収いたします保険料は、大体千分の六くらいを予定いたしておりますが、まだ確定しておりません。

○有田(喜)委員 大体千分の六といふお話であります。そのうち、再保険料率と、たとえば二十五年度における輸出の想定から申しますと、相当な保険料が入ることになります。再保険料率が千分の五であつて、そうして一般民間からとるものが千分の六といふことになると、その間千分の一の差があられます。私の考えによりますと、一般の保険会社は、これは単なるトンネルであつて、別段の危険もないように思ひますが、その差が千分の一といふことは、大体私の推定によります。たとえば来年度の輸出年額が五億ドルといたしても、それが全部保険にかかるといふわけではございませんが、そのうち四億ドルといたしますと、千四百四十億の保険が必要であつて、その千分の一といふことは、すなわち約一億四千万円ぐらゐの差が浮いて来るわけ

であります。これは保険会社のたくさんなトンネルによるためであつて、多く取過ぎるような感じがいたします。こういうものをもう少し減らすようにお考えになるか、どうかその点に対する政府の御見解を承りたい。

○岡部(邦)政府委員 保険会社の行います業務は、お説のように大体トンネルでございまして、しかしながらやはり保険契約の締結は、いろ／＼と事務費がかかります。われ／＼は現在では、やはり千分の一ぐらゐの費用は、むしろ少な過ぎるのではないかと、程度に考へております。それから御参考までに申し上げますと、大体今の計画では輸出計画を来年度六億ドルと考へまして、それに対して約三分の一がこの保険に入るといふようなつもりで計算いたしますと、保険料収入は二億七千万円ばかりになるわけです。その比率で行きますと、大体三千万円足らずのものが保険会社の収入になるというように御了承願ひたいと思ひます。

○有田(喜)委員 輸出額の三分の一ぐらゐの保険というお見込みのようですが、もう少し少しかけるのではなからうかと思ひますが、せつ／＼とこの制度ができた以上は、相当保険に入るように、また入りやすいように向けるのが私は至当だと思ひます。私は大体三分の二ぐらゐは入るだろう、そこで六億ドルのうちの三分の二、すなわち四億ドル、この見当をつけて、それを基礎にして計算しますと、四億ドルを三百六十円で換算いたしますと、一千四百四十億円であります。そのうちの千分の一といふものがすなわちそのさやになる。そうすると一億四千万

四、事務費はかかるでしょうが、それ大してかかるとは考えられない。振興局長は逆に少な過ぎるとおっしゃったが、私は全然反対で、多過ぎる。これはひとつ十分考えてもらわなければならない。やはり振興局長は、この千分の一のさやが少な過ぎるとお考えになつておるか、それをもう一ぺん伺わせてもらいたい。

○岡部(邦)政府委員 事務費のうちで一番かかりますのは、損害の査定の問題であります。これは荷物の処分の問題と関連いたしまして、相当困難な手続きが伴います。実際にやつて見まさんとわかりませんが、今の予想では、非常に事務費がかかるというように承知しておるわけでありまして、それともう一つは、今の御説のように、三分の二も加入するような場合を予想いたしますならば、むしろ再保険料を値引きいたしまして、現在の保険料率を下げて行くようにいたしたい。大体三分の一加入して、二になるような予想を立てておるわけでありまして、

○有田(喜)委員 そのさやがあまり私は多過ぎると思ひますから、再保険料率を下げることもいいでしょうが、いわゆる保険料——再保険料を下げるのですか。

○岡部(邦)政府委員 さようです。

○有田(喜)委員 それではますますさやが多くなるわけですね。

○岡部(邦)政府委員 いや、千分の五を千分の四といたします。その比率で減らして行きます。

○有田(喜)委員 私はやはり、千分の一ということではさやが大き過ぎると思ひます。ひとつ政府はできるだけ保険料率を下げるように、いわゆる事務費

の負担を少からしむる。これがすなわち輸出の面にも、わずかながらも相当響きますので、輸出振興という意味におきまして、保険料率をできるだけ少からしめるように、そのさやを少くするようには御努力をお願いしたいと思います。

次に伺ひたいのでありますが、これは相当政府においてもお考えになり、また関係方面等によつて行き詰まつておる問題だと思ひますが、今日日本の貿易業者というものは、御承知の通りいわゆる財閥の解体によつて中小貿易業者、いわゆる弱体貿易業者ばかりになつております。これは西ドイツなんかと非常に事情を異にしておりまして、つきましては、このような状態のもとにおきましては、なか／＼輸出振興がむずかしいのではないかと、もう輸出振興については他にいろいろ困難な面もありますが、しかし今の業者の力が弱いということも輸出の伸びない原因だと思ひます。つきましては、

一つの輸出組合といひますか、一つの組合を考へる必要がないか。この点は、御承知の通りアメリカなんか大いにやつておるわけでありまして、何も日本だけにおいてあるいは独占禁止、あるいは公正取引というようなことでこれが押えられる理由は、私はないと思ひます。政府もこの点は御苦心なさつておるとは存じますけれども、これに對して政府はいかにお考えになつておるか、またおさしつかえなければ、関係方面との折衝がどういふところまで進んでおるか、その辺の事情を承知したいと思ひます。

○宮崎政府委員 事務的のこまかいことは振興局長からお答へいたします

が、輸出組合の問題につきましては、昨年来政府といたしましてその必要性を十分痛感いたしまして、関係方面のそれ／＼の機関と折衝を続けて参つたわけでありまして、今後その線に進んで参りたいと希望いたしておりますが、最近の状況から申しますと、急速にこの実現の可能性がございませんで、この際政府の意図として、はつきりさうな構想を持つておるのだというところを申し上げることを、差控えておいた方が適切であるか、かように考へておりますが、熱意は十分持つておりまして、輸出振興の方策として、欠くべからざるものだという信念は失われないわけでありまして、

○有田(喜)委員 この問題は相当デリケートな問題と思ひますが、政府も努力をされておるようでありまして、相当行き詰まつており、またどうしてもやろうというような熱意もあまりないやうであります。これらの点は、われわれまた国会として独自の考へ方で進みたいと思ひます。それ以上は、この問題は論じません。

最後にお伺ひしたいのであります。が、今回の輸出信用保険法によりまして、第三条においていわゆる保険事故といひますか、填補する場合の事故が列挙されておりますが、どうもこれを見ますと、イギリスの例なんかに比べてまして、まだ範囲が少いように思ひます。配付された資料によりますと、イギリスの輸出信用保証制度は相当リスクの限界が広いやうであります。たとえばバイヤーが破産したときとか、あるいはバイヤーが支払ひ期日後十二箇月以内に決済できないというやうな

うなこと、あるいは航路変更によつて手形期日が超過したとき、その他相当今回の法案よりも広いのですが、私付できるだけのわが国の輸出信用保険としても、さうなリスクの場合を広く範囲にすることが必要だと思ひます。せつかく法案をつくる以上は、できるだけこれは広範囲にしたい。これに對する政府の御所見を承りたい。

○宮崎政府委員 御指摘のような保険のリスクを加へたいという意見は、政府といたしましては有田委員の仰せとまつた同感であります。これを加へて参りたいという希望のもとに交渉をいたして参つたのであります。が、何分にも、御承知のようにまだ海外の状況が十分わかつておらない、従つて英米式の信用保険制度を、そのままに生で持つて来るということとはなか／＼困難であらう、一面におきましては全面的にかような問題までカバーいたしますと、とかく戦後まだ貿易業者の国内的な発展過程、あるいはその実務の上からなれば、どうも不確実な取引をかえつて懲罰するやうなことになり、事故を増大せしめるというくらいのもありますので、一応確実な契約が行われるということを、消極的にこの法案によつて確保して参りたい、かような気持もありまして、関係向きの御意見も承りまして、これらの二点を削除いたしたわけでございますが、政府といたしましては、その二つを保険のリスクの中に加へることができまうやうな海外情報を得られまうやうな施設をやること、が、まず適切でありますので、これと相並行的に、御指摘のような点が法案の中に追加せられることは、氣持として決してこれを拒むものではござ

いません。しかし、本日御審議を願つております現段階におきましては、政府の提案の中に盛り込むまでに熟なかつた、かような状況にあります。

それから航路変更というやうな問題につきましては、これは事例の乏しいことでありまして、あえてこれを一項目追加するといふ必要もなからう、かようなことから考へて——一体さういふ問題につきましては、一般の物上保険と申しますか、さうな方面で、カバーできる面が非常に多くて、取引上の危険を担保するといふ面から見まして、さうな事故はきわめて例が少い、こゝういふことから、その条項は前国会に提案いたしました法律の中にはありませんが、今度はこれを削除いたしたやうな次第であります。実際の面におきまして、これを削除してしまつても、これがために、輸出業者の危険をカバーする点において遺憾はないであらう、かような見通しでおるわけでありまして、なお保険事故の第四号に「前号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの」といふやうな一般的な書き方があります。この運用については努力をもちまして、十分に輸出業者の利益を保護するといふふうに、運用上はいたしたい方針でございます。

○有田(喜)委員 今日の前貿易の状況をこのまほうつておいては、日本の貿易は振興しません。少くとも一歩一歩とこれを前進せしめなければなりません。明るい貿易にしなければなりません。つきましては、先ほど私が指摘しましたやうなことは、どうしてもこの際これを拡大して行く必要があると

私は痛感するのであります。

それから航路変更の問題は、これは御承知の通り最近の国際情勢からいいますと、いついかなることも起るかもしれない、また各地において相当の紛乱のごときが起つておるわけでありまう。これは今日の段階では大したことではないように思いますが、われわれが考えますと、相当かような事項を働かさなければならぬときが出て来ることも想像される。第三条の四号の解釈によつて、当然これが入るといふならば、ともかくといひまして、できるだけ法律として明記することが必要と考へるがゆゑに、航路変更による手形期日の超過といふことも、私は必要であると思ひます。またバイヤーが破産したときとか、あるいは支払期日が遅れたときとか、いろいろありまうが、私はこの際同僚議員とも諮つて、これらの問題を再検討して、国会において適當な修正をお願いしたいといふ氣持であります。さうな場合に於ては政府はもう御異議はなからうかと思ひますが、政府の見解を重ねてお伺ひいたします。

○官報政府委員 まことに御熱意あるお言葉で、むしろ政府当局の足らざることを恐縮に感ずるような次第でございます。もちろん本法案につきましても国会の御意見は、最高限度において尊重したいといふことは、政府として十分心構へとして持つてゐるわけでありまう。

それで、この際お願いしたいのであります。御承知の通り前国会に法案を提出いたしました、補正予算で五億の基金を持つてゐるのであります。ところが法案が未熟のために審議

未了に終りまして、予算だけ成立したてであります。これは現在の財政法、會計法の処理から参りますと、今度のこの法案が二十四年度内、すなわち三月三十一日の時間切れまでの間に、有効に成立いたさなかつた場合には、予算が不用額となりまして消滅いたしました。二十五年度に繰越すことができないことになりまう。いろいろ御意見は最高限度に尊重いたす心構へであります。が、ぜひともそれらの御手配もすみやかにお願いいたしまして、三月三十一日までにはぜひ両院を通過、成立するようお運びをお願いいたし、かつてでございますが、この際お願いいたしておきます。

○有田(重)委員 ただいまの予算の件も了知いたしました。それらの点もあわせて考慮いたしまして、同僚議員とも諮つて適當な措置を講じたいと思ひます。

なおもう一点、最後の点でございますが、いわゆる審議会の規定がございしますが、この審議会の委員の構成が九人以上といふことになつております。これを今のところでは大体どういふようになつておられますか。これは「關係各庁の職員及び貿易又は保険に關し學識経験ある者……」といふことになつておりますが、その構成内容がどういふようになつておられますか、承りたいと思ひます。

○國部(輔)政府委員 審議会の委員につきましては、役所の方面から、通産省二名、大蔵省二名、業界からは、保険界から二名、貿易界から二名、及び學識経験者の方といひまして金融界から一名、それだけで構成いたしま

○有田(重)委員 そういたしますと、民間が五人で官庁側が四人ということになります。大臣が会長をやつておりますから、これがポイントに加わるかどうか別問題であります。ともかく大臣も政府側ですから、さうすると五対五というわけですから、ややもする。この審議会は官庁の言いなりになるといふきらいがあるわけですが、ことに通産省の委員会は、先般の電氣に關する——これは官制上の委員会ではなかつたやうであります。全然答申を無視したやうな行き方だつた。この法律の運用から見ますと、第七条において單なる諮問機關として審議会がつくられておりますが、今までの通産省の行方から行くと、諮問機關は、ただ聞くだけ、あとは政府のかつて、こゝう運用をされる懸念が非常にあります。これを諮問機關より少し強固いたしまして、少くとも審議会の議を経なければならぬ、いわゆる議決機關としてやられることが必要ではないかと思ひます。政府の見解はいかんと云へば、政府は原案を出されておるから、これは諮問機關でよろしいとおつしやるかもしれないが、さういふやうに考へて、單なる諮問のしつぱなしで進むといふことではいけない。少くとも議を経なくてはならないといふ程度まで上げる必要があるのではないかと私は思ひますが、政府はさういふ点に對して賛成されるかどうか、一応御所見だけ承つておきたいと思ひます。

○官報政府委員 ちよつと速記をとめてください。

○神田委員長代理 速記をとめて。

○神田委員長代理 速記を始めて。

○有田(重)委員 その理由はどう理由で通らなかつたのですか、そこをお伺ひしたい。

○官報政府委員 關係向きの方面は、この審議会に限らず、すべてさういふ思想を持つております。その行政の責任者が全般の責任を持たないといかないといふ考へ方から、審議会等の性格を順次——今度通産省の設置法の一部を改正する問題につきましても、従来の審議会についても、さういふアトバイスがあるやうなわけでありまして、あまり根柢が深いものではないが、せんが、さういふ見方をしておりまう。その結果、あるいは見方によりまうと、通産大臣が専決するであらうといふきらいも出て参りますが、しかし今度は救済的な手続として、聴問とか、不服の申立てといふ点において救済せられる面もある。しかしさういふことをやつておつては、実情に間に合はないといふ意見も、私どもはこれを否定して考へるものではありませんが、状況はさうな状況であります。

○有田(重)委員 この問題はこれ以上お伺ひしても、政府も御答弁にお困りになるやうです。またこれはわれ／＼として特別に考へてしかるべき問題だと思ひます。なおお聞きしたいこともありますが、われ／＼として修正案を考へたいと思ひますから、そのときにまた最後の質問をすることにいたしまして、本日は一応この程度で、私の質問を打切つておきます。

○神田委員長代理 これにて本案に對する質疑は終了いたしました。本案の討論採決は、次会に行ふことといたします。

余の日程は次会に延期いたします。次会は、来る三十日午前十一時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所